

神歯国保
jinshikokuho

資格適用の適正化にご理解ご協力を
諸手続きの届出をお忘れないうようお願いいたします

当組合の資格取得、資格喪失、住所氏名変更等の諸手続きは、事業主を通して速やかに届出をされるようお願いしております。

特にお子様就職され他の社会保険などに加入された場合や、先生の住所地から独立をされ別世帯になった場合など、資格喪失の手続きが行わ

れていない場合、住所や氏名を変更された場合など、手続きをお忘れになっているケースが多数見受けられますので、変更があった時には必ず手続きをされますようよろしくお願いいたします。

手続きには下記のとおり届出用紙等が必要となりますので、各種届出用紙は組合に電

話でご請求ください。

なお、一部用紙（資格喪失届・住所氏名変更届など）は組合ホームページからダウンロードが出来ますのでご利用ください。

当組合は皆様から納めていただいております保険料および国、県等からの補助金を主な財源として運営されており、資格の適用を適正に行うことは、適正な保険料の賦課・徴収、国や県からの補助金の適正受領を行ううえで重要な意味あいを持っています。

資格の事務は届出があつてはじめて事務処理が可能となりますので、手続きをお忘れのないよう、ご協力をお願いいたします。

神奈川県歯科医師
国民健康保険組合事務局

電話 045-

641-5418

受付時間 月曜～金曜

(祝祭日を除く)

9時30分～17時30分

特定健康診査受診券(セット券)をお届けします

今年度も40歳から75歳未満の方を対象に特定健康診査・特定保健指導を実施します。対象の方々のご自宅に『特定健康診査』受診のご案内と「受診券(セット券)」を令和元年6月上旬に送付いたします。健診の実施については、お住まい近くの医療機関で受診できます。なお、定期的に通院中の方も、かかりつけの医療機関で受診できる場合がありますので、かかりつけの医療機関にご相談ください。

また、当国保組合の人間ドック等契約施設では、特定健康診査の項目を含んで「人間ドック」や「健康診断」を受診することができ、さらにオプション検査であるがん検診についても一部負担金なしで利用することが出来ます。

お手元に受診券(セット券)が届きましたら、ご自身の健康状態を確認し、生活習慣を見直す機会として、ぜひご受診ください。

詳しくは、これからお送りする『特定健康診査』受診のご案内をご覧ください。

※健診結果から、生活習慣の改善が必要な方には個別に特定保健指導のご案内をいたします。

■ 資格取得のとき

従業員を加入させたいとき	従業員5人未満の個人事業所	・資格取得届 ・住民票(個人番号の記載の無い、世帯全員分の3か月以内のもの)
	従業員5人以上の個人事業所及び法人事業所	・資格取得届 ・住民票(個人番号の記載の無い、世帯全員分の3か月以内のもの) ・健保適用除外承認書の写し
家族を加入させたいとき	子供が生まれたとき	・資格取得届 ・住民票(個人番号の記載の無い、世帯全員分の3か月以内のもの) ・出産育児一時金申請書(加入者が分娩した時)
	結婚したとき	・資格取得届 ・住民票(個人番号の記載の無い、世帯全員分の3か月以内のもの)
	他の健康保険等をやめたとき	・資格取得届 ・住民票(個人番号の記載の無い、世帯全員分の3か月以内のもの) ・社会保険等離脱証明書又は退職証明書

※組合員本人として資格取得される方のみ「個人番号カード」・「通知カード」のいずれかの写しを添付してください。
※70歳以上75歳未満の方が加入される場合は所得額に応じて給付割合が異なりますので、所得を証明する書類が必要となります。
※外国籍の方は「在留カード」の写しを添付してください。

■ 資格喪失のとき

事業主の脱退、県歯科医師会を退会したとき	・資格喪失届(従業員分を含む) ・被保険者証(従業員分を含む)
従業員が退職したとき	・資格喪失届 ・被保険者証
死亡したとき	・資格喪失届 ・被保険者証 ・葬祭費支給申請書 ・死亡診断書又は埋火葬許可書の写し
他の健康保険等に加入したとき	・資格喪失届 ・被保険者証 ・新たに加入した被保険者証の写し

■ その他

住所や氏名を変更したとき	・住所氏名変更届 ・被保険者証 ・住民票(個人番号の記載の無い、世帯全員分の3か月以内のもの)
被保険者証を紛失したとき	・再交付申請書 ・住民票(個人番号の記載の無い、世帯全員分の3か月以内のもの)
国民健康保険料の引落日口座を変更するとき	・預金口座振替依頼書